

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2020年度第12回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項 1

現在募集中の当財団奨学金事業および表彰事業における応募要領並びに規程につき、別紙のとおり変更する。

提案事項 2

奨学金給付選考に係る審査基準及び審査方法につき、別紙のとおりとする。

提案事項 3

2020年度予算に係る資料につき、別紙のとおりとする。

提案事項 4

理事会決議があったものと看做される日を2021年1月5日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2021年1月5日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 8名 監事総数 2名

2020年12月25日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2021年1月5日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条(定款第33条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事は議事録を作成する。

2021年1月5日

一般財団法人佐々木泰樹育英会
代表理事 佐々木泰樹